告

示

青森県告示第百十五号

第二

平成 二十六年 (月曜日)

右 大規模小売店舗の変更の届出. 廃止の届出. 法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 止の届出 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃 障害福祉サービス事業者の指定. 告 公 目 告 示 次 (商工政策課) (障害福祉課) 同 同 同 : : :

一千八百十三号

有限会社プ 人済誠会 一般財団法 ラーナ ナポプ 名 事指 定 障 害 称 業^福 一五五の二 南津軽郡藤崎町 三番町一の一 一五五の二 大字矢沢字福宮 南津軽郡藤崎町 所 在 地 祉 サ ı ビ 富町 \mp 者ス -サー 類 ズ ス 社 支就 援 選 選 型 続 介護度訪問 居宅介護 Ιベ たんぽぽ 名 たんぽぽ 事障 レル 害 福 クオ 祉 称 サ 町四の七東三 一五五の二 大字矢沢字福宮 南津軽郡藤崎町 所 業丨 ビ スを 在

番

₹<u>₹</u>

⇒[☆]成

地

年指 月 日定

富町

11

青森県告示第百十六号

富町

定により公示する。 障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 百二十三号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第四十六条第一 二項の規定により、 次の指定障害福祉サービス事業者から 同法第五十一条第二号の規 (平成十七年法律第

平成二十六年三月三日

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

(建築住宅課)

: :

Ħ. 껃 \equiv =

同

右

青森県知事 Ξ 村 申 吾

人 養 正 会 社 会 法	名称	事指 定障害
三の四三の四十二の四十二の四十二の四十二の四十二の四十二の四十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十	所 在 を事務所の	業 1福祉サービス
生活介護	の [†] 種類 類 b	事
ホー プフル	名称	行害福祉サ
三字三 の金戸 四山郡	所	事ビフ
記 別 別 別 別 別 別 別 別 別 り り の う う う う う う う う う う う う う う う う う	在地	業事 業 所を
吴平 • 成 = 三	年月	

青森県告示第百十七号

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

平成二十六年三月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

行

所う

項第二号の規定により公示する。 から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があったので、 百二十三号) 第五十一条の二十五第二項の規定により、 次の指定一般相談支援事業者 同法第五十一条の三十第一

平成二十六年三月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

Ξ

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

理事長が井筒智義青森県庁消費生活協同

組合

代表理事 平野了三 青森県庁消費生活協同!

組合

三平

· 成

元

元

変

更

前

変

更

後

年変 月 日更

"	四丁	の市 一類 家	目八八戸	ター アケア セン アンブハ	支地 援域 定着	目一の一 青森市長島三丁	リー ブ ケ イ ア
듳平 ・成 三	西丁	の市 一類 家	目八 八戸	ター 戸ケアセン ビリー ブハ	支地 援域 移 行	目一の一	リー ブケア ケアビ
年月日	地	在	所	名称	Ø ₹	所在地 地 地	名 称
廃 止	行 所う	業を	業援事	事一般相談支	ち地 受域 D相 重談	1談支援事業者	指定一般相

告

公

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十六年三月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

県庁生協つくだ店

青森市中佃二丁目一九の二三

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 秋元一成青森市花園一丁目二の九有限会社オリー ブ生花店 代表取締役 木村公保 弘前市大字百石町九 株式会社ラグノオささき 理事長 井筒智義青森県庁消費生活協同組合 代表取締役 穴水玲逸青森市新町一丁目一三の七株式会社ソフィック 代表取締役の小倉新一青森市金沢三丁目一の二三有限会社シンコウ 変 更 前 代表取締役が村上順子四の一四の一円では、大学上十川字大野六番七年式会社カンパニューグループ 代表取締役 穴水玲逸 青森市緑三丁目九の二 青森市大字浜田字玉川二一二の株式会社コエダ 代表取締役 秋元敏子青森市花園一丁目二の九有限会社オリー ブ生花店 代表取締役 変更無し 変 小枝正機 更 後 七 臺葉 ≕ ==臺 年変 月 日更 成] [] • ÷ 六 •

五.

兀 届出年月日

平成二十六年二月十四日

五 届出書の縦覧

場 所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2

平成二十六年三月三日から同年七月三日まで

3

六

意見書の提出

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、

意見書を提出することができる。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成二十六年七月三日

提出先

2

青森県商工労働部商工政策課

記載事項

3

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十六年三月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

兀

届出年月日

大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

県庁生協金沢店 青森市大字浪館字泉川二〇の五

五

届出書の縦覧

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

平成二十六年二月十四日

Ξ 理事長 井筒智義青森県庁消費生活協同組合 変 更 前 代表理事 平野了三 青森県庁消費生活協同組合 変 更 後 **幸平** 成 充 元 年変 月 日更

代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

2

期間

3

平成二十六年三月三日から同年七月三日まで

意見書の提出

六

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

提出期限

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

平成二十六年七月三日

提出先

2

青森県商工労働部商工政策課

記載事項

3

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十六年三月三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

県庁生協新城店

青森市大字石江字江渡五二の三外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

Ξ		
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並び	理事長・井筒智義青森県庁消費生活協同組合	変更前
を行う者の氏名及び	代表理事 平野了三青森県庁消費生活協同	変更
ひ住所又は名称な	野了三の一名活協同組合	後
及び住所並び	三平 ・成 で、元	年変 月 日更

代表者の氏名 びに

三 三 二 九	代表取締役 近藤恭得青森市新町二丁目五の三株式会社ラ・モードコンドー	
二 一 一	青森市金沢五丁目三の三加藤寛之	
九・ ・	代表取締役(秋元敏子青森市花園一丁目二の九有限会社オリーブ生花店	
1111- 10-110		三二二青森市大字新城字平岡二五八の佐々木考七
一九・三・三一		代表取締役 小倉新一青森市金沢三丁目一の二三有限会社シンコウ
九・四・三0		八青森市大字三内字沢部三六四の加福宝
	変更無し	代表取締役 木村公保弘前市大字百石町九株式会社ラグノオささき
圭平 応 元	代表理事 平野了三青森市長島一丁目一の一青森県庁消費生活協同組合	理事長 井筒智義青森県庁消費生活協同組合
年変 月 日更	变更後	変更前

兀 届出年月日

平成二十六年二月十四日

五 届出書の縦覧

場 所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2

平成二十六年三月三日から同年七月三日まで

3

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

六

意見書の提出

提出期限

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

平成二十六年七月三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

|級建築士試験及び木造建築士試験の施行

県建築士法施行細則 により公告する。 平成二十六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森 (昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号) 第二十四条の規定

平成二十六年三月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

試験の日時及び場所

- 1 二級建築士試験
- 学科の試験
- (1)日時

平成二十六年七月六日 (日) 午前十時から

(2)

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

設計製図の試験

(1) 平成二十六年九月十四日 (日) 午前十一時から

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

木造建築士試験

2

(2)

意見書を提出することができる。

学科の試験

(1) 日時

平成二十六年七月二十七日 (日) 午前十時から

(2)場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

設計製図の試験

(___)

(1) 日時

平成二十六年十月十二日 (日) 午前十一時から

(2)場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム

二 受験申込手続

郵送による受験申込み

ができる。 郵送による受験申込みについては、次の─又は□に該当する者に限り行うこと

平成二十五年以前の二級建築士及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書 過去に二級建築土試験及び木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、

証明書又は住民票が添付されている者 が添付されている者 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、 勤務先の

(1) 受験申込受付期間

平成二十六年三月十七日 (月) から同月三十一日 月

まで

(2)受験申込方法及び郵送先

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効)に、 必ず簡易書留で郵送す

ること。

東京都中央区京橋二丁目一四の一 公益財団法人建築技術教育普及センター

インターネットによる受験申込み

2

情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。 験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人 インターネットによる受験申込みについては、 平成十六年以降に二級建築士試

受験申込受付期間

平成二十六年三月二十四日 (月) から同月三十一日 (月) まで

受験申込方法

jp/)において、必要な事項を入力し申し込むこと。 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.or.

受付場所における受験申込み

3

者も行うことができる。 場所における受験申込みについては、1又は2による受験申込みができなかった ない者を含む。) は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付 験した二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付でき 過去に二級建築士試験及び木造建築士試験を受験したことがない者 (過去に受

受験申込受付期間

の受付は同月十一日 (金) までとする。 受験申込書受付場所 平成二十六年四月十日 (木) から同月十四日 (月) まで (ただし、八戸市で

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館 アスパム 五階夏泊

異業種交流室 八戸市一番町九の二二 ハ戸地域地場産業振興センター ユートリー 五階

受験申込書の受付

出した受験申込書について行う。 受験申込書の受付は、 □の受験申込書受付場所において申込者本人が直接提

合格発表

二級建築士試験

1

学科の試験

平成二十六年八月二十六日頃

設計製図の試験 平成二十六年十二月四日頃

(___)

2 木造建築士試験

学科の試験 平成二十六年九月九日頃

設計製図の試験 平成二十六年十二月四日頃

兀 その他

七三 二八七八) に電話すること。 試験に関する問合せについては、 般社団法人青森県建築士会 (電話〇一七 七

五条の六第一項の都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及セン なお、試験実施に関する事務は、 建築士法 (昭和二十五年法律第二百三

ターに行わせる。

県号

毎週月・水・金曜日発行